

## 環境教育における法教育の実施について

中村 有利子

龍谷大学法科大学院ローライブラリアン

### 1. はじめに

「法学」は特殊なものであり、主として大学の法学部で学ぶべき学問と位置づけられてきた。日本では、人権教育や憲法教育は、特定のイデオロギーに偏るものとして避けられてきた。しかしながら私たちは毎日多くの法と接して生活している。

環境に関する法制度について、法学以外のバックグラウンドをもった人と話しをした際に、基本的な法学的な考え方や原則が日本社会では受け入れられていないのだと感じることがあった。

司法制度改革を受け、2008年に学習指導要領が改訂され、社会科や公民科のなかで法教育を行っていくよう位置づけられた。2011年度より法教育が実施されることになっている。これに先立ち、学校教育の現場では、すでに環境教育や消費者教育などが実施されてきた。

しかし縦割りでこれらの教育を行っていても、それぞれについて、知識として断片的に覚えることにとどまってしまうおそれがある。教育はさまざまな分野が交錯していることから、学際的に融合させた形で行い、それぞれの分野にフィードバックさせることで、生徒の考える力をより高めることができるのではないだろうか。

そこで、日本における法教育の現状について紹介し、どのように環境教育に法的視点を盛り込んでいけばよいのか、検討してみたい。

### 2. 日本における法教育

日本における法教育は、公的には、法務省の下「法教育研究会」が2003年に発足し、報告書『我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—』（2004年）を公表した。そのなかで、法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」で、「法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える指向型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育」と定義づけた。その後「法教育推進協議会」が2005年に発足し、4つの教材例を含む報告書『私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて』（2009年）を公表した。法務省では、2009年に法教育授業で実施するための中高生向けの教材を作成するプロジェクトチームを発足させ、ダウンロードして利用可能な教材を開発・作成し、公表している。また同年には「法と教育学会」が設立された。

現在、法教育は、法務省や最高裁判所、検察庁、文科省、弁護士会、司法書士会連合会、法テラスなどが小学校や中学校、高校などで法教育に関する授業や模擬裁判を行ったり、市民向けのシンポジウムや講演会などを開催している。

いまのところ、司法（民事・刑事＝裁判員裁判）・私法（契約、消費者保護、労働法など）・憲法分野が中心になっており、市民がふだん接している行政法分野の法教育は少ないと思われる。

### 3. 提案～環境教育に法的視点を～

法原則をベースにし、批判的思考を通して環境問題解決のための法制度を構築していくために、法原則の理解は外すことはできない。しかし、既存の法原則では解決できない場合は新しい法原則をたてる必要がある。（法的）価値は変化していくものであり、新しい法や権利が誕生することもある。それは立法や裁判を通して築き上げられるものであるが、立法は国民が関与することが可能である。

そこで、現在の日本の法教育の目的・目標に掲げられているように、詳しい法律知識を暗記させるのではなく、なぜそういう考え方なのかといった法的価値や原則の理解、またなぜそういう法律ができたのかといった立法事実を学ぶことが大切であろう。それらを環境教育プログラムに組み込んでいく。たとえば、湿地（自然）を題材としたものであれば、それらは法的にはだれのものか、なぜ保護しなければならないのか、どのようにして保護・保全されているのかなどを、法的視点をベースにして考えさせる。ただし、基本的な法教育は「法教育」で行う。